

生活保護法の一部を改正

平成26年7月1日施行

医療扶助の適正化



- ・ 指定医療機関制度について、**指定(取消)に係る要件を明確化**するとともに、指定の更新制を導入する。※
- ・ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し**後発医薬品の使用を促す**こととする。
- ・ **国(地方厚生局)による医療機関への直接の指導を可能**とする。

上記※について

更新制の導入に伴い、更新の手続きが必要となる場合があります！！

- 1 医療法人
- 2 医師(歯科医師・薬剤師)が開設者以外に従事している個人の医療機関(同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹のみが診療(調剤)に従事している場合を除く)は、更新の手続きが必要となりますのでご注意ください。

現在指定を受けている指定医療機関については、施行日において、改正法において指定を受けたものとみなされますが、**このみなし指定は、施行日から1年以内(平成27年6月30日まで)に指定医療機関の更新申請をしなければ、平成27年7月1日付けで失効します。**

ただし、上記の条件に該当しない指定医療機関は、更新の手続きが不要です。

書類の提出先は、医療機関の所在地を管轄する福祉事務所(区役所等)です。

清水行政書士事務所では、手続きの代行を承っておりますので、お気軽にお申しつけ下さい。詳しくは各担当者にお問い合わせください。

【連絡先】
清水行政書士事務所
〔株児玉会計内〕
電話082-227-7010